

沖縄県立芸術大学学長特命及び学長補佐に関する規程

令和5年3月17日

沖芸大規程第136号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則(令和3年沖芸大第3号)第9条及び第10条に基づき置かれる学長特命及び学長補佐の職務、選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 学長特命は、大学運営に関し、学長の特命事項に関する事務を掌理する。

2 学長補佐は、大学運営に係る企画、立案等に関し、学長の職務を補佐する。

(任命)

第3条 学長は、大学運営上必要と認める場合は、学長特命及び学長補佐(以下「学長特命等」という。)を任命することができる。

(任期)

第4条 学長特命等の任期は、2年以内とし、学長が定める。ただし、任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長特命等は再任されることができる。

3 学長が任期の途中で欠けた場合、当該学長に任命された学長特命等は、所定の任期にかかわらず、次期学長予定者が学長に任命される日の前日をもって辞任するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学長特命等に関し必要な事項は、学長が別に定める

附 則 (令和5年3月17日学長決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に学長特命等の職にある者は、この規程により任命されたものとする。